

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(佐賀税務署長)

平成21年2月4日原判決取消・棄却・上告

(第一審・佐賀地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年5月1日判決、本資料258号-98・順号10956)

判 決
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文
原判決を取り消す。
被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
訴訟費用は第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

本件事案の概要は、次のとおり修正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決4頁14、15行目の「更正処分(D)」を「更正処分等(D)」と改める。
- 2 同5頁9、11、12、14、17行目の各「因り」を各「より」と、同頁17行目の「外」を「ほか」とそれぞれ改める。
- 3 同頁24行目の「親族の事業の用」を「親族(括弧内省略)の事業(括弧内省略)の用」と、同行の「宅地等で」を「宅地等(括弧内省略)で」と、同頁25行目の「供されているもので」を「供されているもの(中略)で」とそれぞれ改める。
- 4 同頁26行目の「(特例対象宅地等)」を「(以下この条において「特例対象宅地等」という。)」と、同6頁3行目の「(選択特例対象宅地等)」を「(以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。)」と、同頁4行目の「(小規模宅地等)」を「(以下この項において「小規模宅地等」という。)」とそれぞれ改める。
- 5 同頁14行目の「特例対象宅地等」を「特例対象宅地等(以下この項において「特定特例対象宅地等」という。)」と、同頁20行目の「以下同じ」を「以下この号において同じ」とそれぞれ改める。
- 6 同7頁12行目の「宅地で」を「宅地(括弧内省略)で」と、同頁13行目の「被相続人の事業」を「被相続人(括弧内省略)の事業」と、同行の「価額は」を「価額(括弧内省略)は」と、同頁13、14行目の「昭和39年4月25日付」を「昭和39年4月25日付(中略)」とそれぞれ改める。
- 7 同頁24行目の「このように」を「このような」と改める。

- 8 同8頁12行目の「上記家屋」を「法第三十一条の三第二項第一号に規定する政令で定める家屋」と、同頁13行目の「(居住の用に供していない部分を除く。)」を「(当該家屋のうちその居住の用以外の用に供している部分があるときは、その居住の用に供している部分に限る。以下この項において同じ。)」とそれぞれ改める。
- 9 同9頁15行目の「及びに」を「及び」と、同11頁14行目の「相続人ら」を「被相続人」とそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

当裁判所も、本件特例の適用の対象となる「居住の用に供されていた宅地等」は、「主として居住の用に供していた宅地等」に限られないものと判断する。その理由は、原判決14頁24行目の「税務調査会」を「税制調査会」と改め、同15頁7行目の「ものであり」の後に「(乙16)」を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 争点(2)について

(1) 前記争いのない事実等のほか、証拠(甲5、6ないし12、13の1ないし6、甲14ないし18、19の1ないし30、甲20、21、乙1、5ないし13、20、21、24ないし28、被控訴人甲本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 丁(昭和2年5月5日生)と戊(以下「戊」という。)は、夫婦であり、自宅である小城市家屋に居住していた(乙6)。

戊は税理士であり、自宅敷地内で会計事務所を経営し、丁は昭和28年ころから自宅で小間物屋を営み、その後「B」という屋号で呉服の販売を行うようになった(乙8、被控訴人甲本人。昭和51年12月21日には有限会社Bを設立し、法人化している。)。なお、被控訴人甲とその夫も税理士であり、小城市家屋の近隣に居住して上記会計事務所に勤務していた(甲21、乙7)。

丁は、呉服の仕入れのために、京都、大阪ないし福岡に行くことがあった。同営業の顧客は、小城市内のみならず、佐賀市内にも多く存在した(被控訴人甲本人)。

イ 丁は、平成13年1月22日、C病院で大腸癌の手術を受け、同年2月28日に転院し、同年3月16日に退院した。

丁は、福岡に仕入れなどに行くほか、営業のために佐賀市内で顧客と会う機会も多く、個人的な付き合いや買い物のために佐賀市内へ出向くこともあった。

丁は、自動車の運転が出来ず、福岡に仕入れに行くときは戊に佐賀駅まで自動車ですべて送ってもらうことが多かった。なお、小城からJRで福岡へ出るためには、1時間以上の時間がかかった(甲21、被控訴人甲本人)。

ウ 戊は、平成13年4月20日に突然倒れ、同月24日には死亡した。

丁は、同年6月下旬ころから仕事を再開したが、戊が死亡したことから、仕入れに行くにも、佐賀市内に営業や買い物に行くにも不便だと感じ、佐賀市内にも拠点を持ちたいと考えようになった(甲21)。

エ 丁は、平成13年6月23日、本件マンションを購入した。本件マンションは、93.91㎡の4LDKである。丁は、購入時から月7500円の駐車場契約をしていた(被控訴人甲本人)。

丁は、同年9月ころ、本件マンションで使用する家具等を約300万円かけて購入し（甲7、14、15）、同年10月20日には、小城市家屋にあった椅子とテーブル、食器類を本件マンションに搬入し、同月28日には、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等の電化製品を購入し（甲17）、同月30日には上記の購入した家具を搬入し（甲16）、同年11月2日には上記電化製品も搬入した。上記電化製品のうち、冷蔵庫は460リットル、洗濯機は8kg用の大型である（被控訴人甲本人）。同年11月2日には、ガスの使用も開始し、同日から生活できるようになった（甲21）。電気の契約容量は60アンペアであった（乙11）。丁は、携帯電話を持っており、本件マンションに固定電話は設置されていない（乙7）。

丁が本件マンションを住所として届け出た金融機関や取引先はなく、郵便物も本件マンションの管理費の請求以外は小城市家屋に届けられていた（乙7）。

オ 丁は、本件マンションの家具等の準備と並行して、定期的に病院で検査を受けていたところ、肝臓に癌細胞の小さな転移が見つかり、平成13年11月5日から同月20日まで病院に入院した（甲21）。

カ 丁は、平成13年11月23日には、ベッド用のリネン等や食器類を購入し、同月24日、戌の月命日を済ませた後、被控訴人甲及びその息子と共に、本件マンションに初めて宿泊した（甲21）。

キ 丁は、平成13年11月以降、平成14年3月22日に入院するまでの間、友人に会いに行ったり、呉服販売業の顧客に挨拶に行ったり、買い物をしたりするために佐賀市内を訪れ、その際、本件マンションに立ち寄った。丁は、この間、本件マンションに5回程度宿泊している（乙24）。また、丁は、同年2月には、同年4月から始まる佐賀市内のDにおける書道講座やパッチワーク講座に申込みをし、受講を楽しみにしていた（甲11、21、被控訴人甲本人）。

本件マンション及び小城市家屋における電気、水道、ガスの使用量は原判決別紙2記載のとおりである（乙9ないし13）。

ク 丁は、平成14年4月8日、E医大で癌摘出手術を受けるも、開腹の結果、複数の転移が見つかり、癌を摘出することはできなかったが、丁には手術は成功した旨伝えられた。

丁は、同月23日、E医大を退院し、小城市家屋で療養するも、めまいと吐き気を訴えたことから、同年5月10日、G町のF医院に入院し、同月16日、同医院を退院した（甲21）。

ケ 丁は、その後も3回程度、本件マンションに赴いている。

丁は、小城市家屋での療養、病院への入退院を経た後、平成14年11月16日に死亡した（甲21）。

(2) 本件特例の「居住の用に供されていた」宅地に当たるかどうかについては、被相続人が生活の拠点を置いていたかどうかにより判断すべきであり、具体的にはその者の日常生活の状況、その建物への入居の目的、その建物の構造及び設備の状況、生活の拠点となるべき他の建物の有無その他の事実を総合勘案して判断されるべきである。

前記認定事実によれば、自動車を運転できない丁にとって、小城市家屋からでは、福岡へ仕入れに行ったり、佐賀市内に営業や買い物に行くのに不便であったため、これを改善する目的で本件マンションを購入し、本件マンションには、電気、ガス、水道が供給されており、日常生活に必要な家具や電化製品も備えられており、生活の拠点として使用するに足りる設備が整

えられていたことが認められる。他方で、本件マンションの面積や間取りは、丁が一人で居住するには不必要なほど広く、電気もその使用量に比べて契約容量が極めて大きい。家具や電化製品も世帯用の製品が購入されており、丁は運転免許を持たないにもかかわらず、駐車場契約を締結している。したがって、本件マンションの入居目的が、専ら丁一人が仕入れ等の便宜のために居住するためのものであったかどうかについては疑問がある。

更に、丁の本件マンションの実際の利用状況（乙24）は、ガスの使用を開始した平成13年11月に1日宿泊した後、同年12月は一度立ち寄ったのみであり、平成14年1月は3日宿泊し、2日立ち寄ったが、同年2月は1日宿泊し、3日立ち寄ったのみである。その後、入退院を繰り返したため、同年6月に至って3日、同年7月に2日立ち寄ったものの宿泊することはなかった。本件マンションへの立ち寄りも定期的なものではなく散発的で、丁が福岡へ出かけた日と一致するものでもなく、福岡への仕入れやDの講座受講のための拠点として実際に使用されていたものではない。実際に使用された電気、ガス、水道も、極めて少量である。

また、丁が本件マンションを住所として届け出た金融機関や取引先はなく、郵便物は小城市家屋に届けられており、本件マンションに届く郵便物はダイレクトメールの類に過ぎず（甲8、9）、知人らに本件マンションで生活していると知らせた形跡もなく、入退院を繰り返していた時期や平成14年8月以降は最後まで小城市家屋で療養していたものである。

以上のとおりの本件マンションの利用状況等からすれば、丁が病気等の事情から利用できなかったことを考慮しても、丁は本件マンションにおいてほとんど生活していなかったのであり、その利用も散発的であって、被控訴人らが主張する小城市家屋と本件マンションの両方に居住する生活スタイルというものも確立するに至っておらず、本件マンションが生活の拠点として使用されていたとは認められない。

- (3) 被控訴人らは、地方税法施行規則7条の2の15が地方税法施行令36条における「日常生活の用に供しないもの」の定義を「毎月1日以上居住（括弧内省略）の用に供する家屋又はその部分以外の家屋又はその部分」としていることから、本件マンションは毎月1日以上居住の用に供する家屋又はその部分に該当すると主張するが、同じ税法系の法律とはいえ、地方税法と相続税法ではその立法趣旨及び目的が異なるから、地方税法における用語の定義が相続税法ひいては本件特例にも妥当するとはいえない。また、前記認定事実によれば、丁は毎月宿泊していたものではなく、毎月1日以上居住の用に供していたとも認められないから、被控訴人らの主張は理由がない。

したがって、本件宅地は、本件特例の「居住の用に供されていた」宅地に当たるとは認められない。

3 争点(3)について

国税通則法65条4項の「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいう（最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁参照）。

本件では、被控訴人らが佐賀税務署長の指摘にもかかわらず法を自らに都合良く適用したことが本件賦課決定処分の原因であり、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があるとは認められない。

したがって、本件賦課決定処分は適法である。

4 以上によれば、本件控訴は理由があるから原判決を取り消し、被控訴人らの請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 石井 宏治

裁判官 澤田 正彦

裁判官 瀬戸 さやか

(別紙)

当事者目録

控訴人	国
同代表者法務大臣	森 英介
処分行政庁	佐賀税務署長
	植木 修治
同指定代理人	菊池 浩也
同	福本 昌弘
同	伊藤 彰
同	松本 秀一
同	岩元 亙
同	山下 誠二
同	福本 信孝
同	河野 玲子
同	右近 秀二
被控訴人	甲
被控訴人	乙
被控訴人	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	中村 佐和子
同	高橋 博美

以上